



注) 日影長さ 0.0m は 0.1m 未満を示し、—は 0.0m を示す。



凡 例

- : 計画敷地境界から 5m
- : 計画敷地境界から 10m
- : 2.5 時間日影線
- : 3 時間日影線
- : 4 時間日影線
- : 5 時間日影線
- : 構造物の範囲
- : 断面位置
- : 計画敷地の境界(鉄道附属街路等を含む)
- : 第一種住居地域
- : 第二種住居地域
- : 近隣商業地域
- : 商業地域

規制される日影時間

- ① 敷地境界線から 5m を超える範囲
- ② 敷地境界線から 10m を超える範囲

出典: 「板橋区用途地域図(平成 30 年 4 月現在)」(平成 30 年 6 月 板橋区ウェブサイト)

図 8.2.2-2(3) 等時間日影図

8.2.3 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

- ・事業の実施に伴う日影の影響を可能な限り回避又は低減するため、鉄道施設の構造及び高さに配慮する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・駅舎の意匠については、板橋区及び駅周辺住民の意見を参考に、透過性のあるガラス等の採用を検討する。

8.2.4 評価

事業の実施による日影の原因となる主な鉄道施設は、駅事務室等の駅施設の一部を除き、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制対象となるものではないが、評価の指標として、同法及び同条例の基準を参考にして評価した。

工事の完了後において、鉄道施設による日影が生じるものの、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」の規制時間を超える日影は生じない。

なお、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設のうち、板橋看護専門学校及び東京都保健医療公社豊島病院の敷地の一部では冬至日の午後2時頃から午後4時頃にかけて、東京都健康長寿医療センターの敷地の一部では冬至日の午後1時頃から午後4時頃にかけて、山中児童遊園及び大山東町児童遊園の敷地の一部では冬至日の午後3時頃から午後4時頃にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測される。

以上のことから、評価の指標を満足する。